

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF、REIT 等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

- (1) 上場株券等
- (2) 取扱有価証券

現在、当社では、上記 2 点に係るご注文はお受けしておりません。

3. 当該方法を選択する理由

- (1) 上場株券等
- (2) 取扱有価証券

現在、当社では、上記 2 点に係るご注文はお受けしておりません。

4. その他

システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目

して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

ご質問、ご不明な点、お気づきの点がございましたら、管理本部(03-6550-8600)までご連絡下さい。